

令和2年12月25日

保護者の皆様

瀬戸市教育委員会

新型コロナウイルスの感染または感染が疑われる場合への対応について (冬季休業中の対応)

日頃は本市の教育行政に多大なるご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、日本各地で新型コロナウイルス感染症の感染者が再び増加してきました。愛知県内でも連日多くの感染者が報告されています。そこで、冬季休業中における新型コロナウイルスの感染または感染が疑われる場合の対応について下記のとおりお知らせします。

なお、今回お示しする内容は対応の原則となります。個々の事案については、各学校と相談をいただきますようお願いします。

記

学校へ連絡をいただく場合

- (1) 児童生徒本人が感染者となった場合
- (2) 児童生徒本人が濃厚接触者となった場合
- (3) 児童生徒本人の身近な方（家族等）が、濃厚接触者となった場合

上記（１）から（３）に該当すると判明した場合は、下表○印のついた日に学校へ連絡をお願いします。出席停止等の扱いについては、夏季休業前に配付したお知らせに準じます。

なお、令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）の期間は学校閉庁期間となっております。学校閉庁期間に上記（１）から（３）に該当すると判明した場合は令和3年1月4日（月）以降に学校への連絡をお願いします。

12/25(金)	26(土)	27(日)	28(月)	12/29(火)～1/3(日)
○ 2学期終業式			○	1月4日(月)以降に ご連絡ください

1/4(月)	5(火)	6(水)	7(木)
○	○	○	○ 3学期始業式

○印のついた日は、学校への連絡をお願いします。